

# 自主防災組織活動事業補助金(資機材) 申請について



## 1 自主防災組織活動事業補助金(資機材)について

### (1)概要

当補助金は、自主防災組織が実施する防災資機材の整備および損耗更新・修理に対し、補助を行うものです。

### (2)補助対象団体

富山市長に自主防災組織結成届を提出し、受理されている組織であること。

### (3)補助対象経費など

#### ①補助対象

##### ・一般資機材の整備および損耗更新・修理

[資機材の例]

消火器、リアカー、担架、救急箱、毛布、ヘルメット、発電機、防災倉庫など



##### ・洪水浸水対策資機材の整備および損耗更新・修理

[対象組織]

水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の河川浸水が想定される区域)に一部または全部の区域が含まれている自主防災組織であること。

[資機材の例]

排水ポンプ、ホース、止水版、吸水土のう、パネル土のうなど



##### ・津波対策資機材の整備および損耗更新・修理

[対象組織]

富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に、その一部又は全部の区域が含まれている自主防災組織であること。

[資機材の例]

メガホン、警笛、ライフジャケット、ゴムボート、救助ロープ など



#### ②補助率および補助限度額など

**補助率:資機材整備および損耗更新・修理の費用(税込)の75%以内**

**補助限度額:60万円(5か年での分割可)**

#### ③2回目以降の補助について

前回の補助金交付完了から、原則、2か年度が経過していること。

2回目以降:小学校区等または当該自主防災組織において、地区防災計画を策定していること又は策定に向けた活動をしていること。

3回目以降:住民参加型の実動訓練を実施していること  
又は実施予定であること。



## 2. 手続きの流れ

